

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(欠格要件に係る届出)</p> <p>第19条 条例第21条第5項の規定による届出は、<u>法第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。)</u>又は法第14条第5項第2号のハからホまで(法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至った日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 条例第20条第1項の指定の年月日及び指定番号</p> <p>(3) <u>法第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。)</u>又は法第14条第5項第2号のハからホまで(法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったもの(次号において「当該欠格要件」という。)</p> <p>(4) 当該欠格要件に該当するに至った具体的事由及び年月日</p> <p>2 <u>条例第21条第6項の規則で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり再生利用業者の業務の継続が著しく困難となった者とする。</u></p> <p>3 <u>条例第21条第6項の規定による届出は、再生利用業者又はその者の法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人、同号のニに規定する役員若しくは使用人若しくは同号のホに規定する使用人が前項に規定する者に該当するに至った後、遅滞なく、第1項第1号及び第2号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。</u></p> <p>4 <u>知事は、前項の届出書の提出があった場合において、第2項に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。</u></p>	<p>(欠格要件に係る届出)</p> <p>第19条 条例第21条第5項の規定による届出は、<u>法第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のトに係るものを除く。)</u>又は法第14条第5項第2号のハからホまで(法第7条第5項第4号のト又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至った日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 条例第20条第1項の指定の年月日及び指定番号</p> <p>(3) <u>法第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のトに係るものを除く。)</u>又は法第14条第5項第2号のハからホまで(法第7条第5項第4号のト又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったもの(次号において「当該欠格要件」という。)</p> <p>(4) 当該欠格要件に該当するに至った具体的事由及び年月日</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>